第13回　定時株主総会資料
（電子提供措置事項のうち交付書面省略事項）

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

第13期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社ココルポート

新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

ａ．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「法令遵守規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
- 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置するとともに、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報規程」を備え、これを周知し、運営する。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、取締役及び監査役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態を維持する。
・「情報システム管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、及び「個人情報取扱規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。
・「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」に基づき内部情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然流出防止体制を整備する。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
・「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの迅速かつ適切な対応を可能とする管理体制の整備、リスク顕在化時の対応等を行う。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

e．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。

f．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、当該使用人の人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議し、これを決定する。

g．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

h．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

ｉ．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

ｊ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

k．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
・監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役社長は監査役との定期的な意見交換の場を設けるとともに、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
・監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当該事業年度において、取締役会を14回開催し、経営方針及び経営戦略等の経営に関する重要事項の審議・意思決定を行うとともに、各議案について十分な審議と取締役の業務執行状況の報告が行われ、取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② 監査役の職務執行について

監査役会は13回開催されました。各監査役は開催された全ての監査役会及び取締役会への全員出席や、常勤取締役との定期的な情報交換等を行い、取締役の業務執行の監査、内部統制システムの整備運用状況を確認し、健全な経営と効率的運用を行うための助言を行っています。

③ 内部監査の実施について

内部監査室は監査役会と連携しながら、当社全事業所及び本社全部署を対象として半期に１度ずつ内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告しました。

④ コンプライアンスに対する取組みについて

コンプライアンス意識の醸成及びコンプライアンス行動の徹底を図るため、常勤役員全員、部長職全員が出席するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めました。

⑤ 内部通報窓口の設置について

公益通報者保護法に基づいた「内部通報・相談窓口」を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。通報窓口は「社内の通報・相談窓口」「社外の通報・相談窓口（顧問弁護士事務所）」「常勤監査役」「内部監査責任者」「社外監査役」としております。

株主資本等変動計算書

（2023年７月 １日から
2024年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	556,350	373,224	705	373,930	880,176	880,176	△214	1,810,242	1,810,242
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	6,936	6,936		6,936				13,873	13,873
当期純利益					525,584	525,584		525,584	525,584
当期変動額合計	6,936	6,936	－	6,936	525,584	525,584	－	539,457	539,457
当期末残高	563,286	380,161	705	380,866	1,405,761	1,405,761	△214	2,349,700	2,349,700

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　３～15年

工具、器具及び備品　　３～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権　　10年

自社利用のソフトウエア　５年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　役員賞与引当金　　常勤取締役に対する業績連動報酬の支払いに備えるため、常勤取締役に対する当該業績連動報酬の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社は、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービスの提供を行っております。顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑸　ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法	金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。
②　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
③　ヘッジ方針	内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
④　ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

⑹　繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

⑺　消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、当社は免税事業者であるため、税込経理方式により処理しております。

2．重要な会計上の見積りに関する注記

⑴　固定資産の減損

①　当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	左記のうち事業用固定資産
有形固定資産	366,783千円	354,092千円
無形固定資産	9,394千円	－千円
減損損失	－千円	－千円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、指定障害福祉サービス事業を営むために事業用固定資産を保有しております。当社は、事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある事業所について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上することとしております。また、除却予定資産については、代替的な投資の有無を考慮し、グループ単位を設定しております。

事業所の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、常勤取締役が稟議書で決裁しており、

取締役会で承認された中期経営計画と重要な乖離がないこと、中期経営計画設定以降の事業年度にかかる将来キャッシュ・フローが市場の状況を加味して妥当性があることを確認しております。

当該見積りは、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、減損損失認識要否の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資産除去債務

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務　　163,343千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の本社オフィス及び事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して割引後の資産除去債務の金額を計算しております。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、不動産賃貸借契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、見積り計算を行っております。

当該見積りは、原状回復費用の発生事実に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた工事金額が見積り金額と異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、本社オフィス及び事業所の退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

その結果、本社オフィス及び一部の事業所において、資産除去債務の計上に関して、従来負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法（以下、「簡便的な取扱い」という。）を採用しておりましたが、当事業年度末より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上する方法（以下、「原則的な取扱い」という。）に変更することといたしました。これは、当事業年度末において、原状回復費用

の総額が敷金及び保証金の総額を上回ることとなり、簡便的な取扱いが認められなくなったことによるものであります。

この見積りの変更及び簡便的な取扱いから原則的な取扱いへの処理変更により、当事業年度の貸借対照表において、固定負債の資産除去債務が23,824千円増加しております。

また、この見積りの変更に伴い、簡便的な取扱いに係る敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が16,007千円増加しております。

なお、この変更により、当事業年度の損益に与える影響はありません。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　189,057千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	700,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	700,000千円

6．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,618,150株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　36株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　158,000株

8．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

a． 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要と認められる場合は、主として銀行借入により資金調達する方針であります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。デリバティブは、主に金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

b． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、不動産賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが２か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後２年以内であります。借入金は、主に運転資金を使途とした資金調達であり、流動性リスクに晒されております。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「個別注記表　１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑸ ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

c．金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

借入金に係る金利変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引については、取締役会で報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

d．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項（2024年６月30日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴	敷金及び保証金（※2）	259,421	241,421	△17,999
	資産計	259,421	241,421	△17,999
⑴	長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金含む）	8,738	8,731	△6
⑵	リース債務 （１年内返済予定のリース債務含む）	4,749	4,644	△105
	負債計	13,487	13,375	△112
⑶	デリバティブ取引（※3）	－	－	－

（※1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）貸借対照表計上額及び時価には、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）の未償却残高が43,396千円含まれております。

（※3）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(表示方法の変更)

前事業年度まで記載しておりました「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当事業年度より記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	241,421	－	241,421
資産計	－	241,421	－	241,421
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	－	8,731	－	8,731
リース債務（１年内返済予定のリース債務含む）	－	4,644	－	4,644
負債計	－	13,375	－	13,375

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 敷金及び保証金
敷金及び保証金の時価は、そのキャッシュ・フローを国債利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

② 長期借入金及びリース債務
これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注）２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,271,469	－	－	－
売掛金	1,068,802	－	－	－
敷金及び保証金	－	58,909	200,512	－
合計	2,340,271	58,909	200,512	－

（注）３．借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	8,738	－	－	－	－	－
リース債務	3,083	1,666	－	－	－	－
合計	11,821	1,666	－	－	－	－

９．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	15,355千円
税務上の繰延資産	9,374千円
敷金償却	9,437千円
資産除去債務	49,509千円
未払事業税	12,713千円
役員賞与引当金	3,655千円
その他	8,929千円
繰延税金資産合計	108,975千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△36,388千円
繰延税金負債合計	△36,388千円
繰延税金資産の純額	72,587千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	佐原　敦矢	（被所有）直接 4.00 間接10.58	当社代表取締役	当社不動産賃貸借契約の債務被保証（注１、２）	9,546	－	－

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等
当社の営業拠点等の不動産賃貸借契約について債務保証を受けておりましたが、当事業年度末において債務保証はすべて解消しております。
２．取引金額については、債務保証を受けていた期間の地代家賃の支払額を記載しております。
なお、保証料の支払いは行っておりません。

11. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

	金額（千円）
主要な財又はサービス	
就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	4,850,909
自立訓練（生活訓練）サービス	898,543
その他	1,358
顧客との契約から生じる収益	5,750,811
その他収益	－
外部顧客への売上高	5,750,811

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
① 契約及び履行義務に関する情報
当社は、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービスの提供を行っております。顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
② 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報
取引の対価は、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の

充足時点から概ね２か月以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定については、１つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

12. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　649円43銭

(2) １株当たりの当期純利益　145円79銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。